十　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6　中心市街地特例通訳案内士は、その資格を得た認定中心市街地の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。

7　中心市街地特例通訳案内士は、その業務に関して中心市街地特例通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た認定中心市街地の区域を明示してするものとし、当該認定中心市街地の区域以外の区域を表示してはならない。

8　通訳案内士法第三章の規定は、中心市街地特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「中心市街地特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定市町村（中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する第十八条」と、同項並びに同法第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「中心市街地特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9　通訳案内士法第四章の規定は、中心市街地特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村（中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と読み替えるものとする。

10　通訳案内士法第三十五条の規定は、中心市街地特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定市町村（中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた市町村をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定市町村の長」と読み替えるものとする。

本則に次の二条を加える。

第八十五条　第三十六条第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第八十六条　第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後平成三十六年三月三十一日までの間に、この法律による改正後の中心市街地の活性化に関する法律（次条において「新法」という。）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（基本計画に関する経過措置）

第三条　新法第九条第五項の規定は、この法律の施行後に認定又は変更の認定の申請がされた基本計画に適用し、この法律の施行前に認定又は変更の認定の申請がされた基本計画については、なお従前の例による。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の中心市街地の活性化に関する法律第三十八条第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し、又は管理している同号イ若しくはロの施設に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同項の規定は、この法律の施行後もなおその効力を有する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（通訳案内士法の一部改正）

第六条　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第四条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第七条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第八条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ホ中「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同条第二項第二号中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第五十二条第三号」を「第六十二条第三号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第九条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に、「施設の整備、出資等」を「施設の整備等」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十九号中「第四十七条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第四十条第一項」を「第四十八条第一項」に、「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。